平成２６年（フ）第２１６２号
名古屋市中村区靖国町１丁目121番地　エクセル寿301号
債務者　橋口　健太
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
北海道白老郡白老町高砂町３丁目434番地５、前住所札幌市豊平区平岸４条14丁目１番１号
債務者　草野　悦治
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
群馬県邑楽郡大泉町坂田７丁目10番30号　沙羅コーポ201号、前住所群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目11番１号
債務者　須藤　好和
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６号
岐阜県多治見市宝町４丁目65番地の１
債務者　田中　安文
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１０号
愛知県一宮市開明字大橋北34番地
債務者　棚橋　　愛（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１１号
青森県八戸市下長４丁目12番25―52号　県営住宅
債務者　木村　和子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
大分県別府市大字内成455番地の９
債務者　梶原　勝人
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
大分市大字永興94番地
債務者　原山千恵子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
宮城県遠田郡美里町北浦字浅野栄治前104番地　町営北浦第三住宅11号
債務者　豊島　章子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
福島県いわき市平上荒川字長尾８番地の１
債務者　山本眞佐美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４５６号
新潟市東区東明１丁目７番地２
債務者　内山　忠光
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６０号
新潟市江南区曽野木１丁目34番１号
債務者　佐藤　稔晃
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
新潟市江南区元町３丁目５番18号
債務者　平野　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
新潟市西区寺尾西４丁目３番22号
債務者　古島　圭子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
岐阜市茜部菱野４丁目117番地　フレスト茜部503号室
債務者　大塚　芳男
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
岐阜市六条江東２丁目５番20　Ｗｉｓｔｅｒｉａ六条Ｉ305号、住民票上の住所岐阜市茜部菱野４丁目117番地　フレスト茜部503号室
債務者　大塚かおり
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８６０号
神戸市長田区房王寺町４丁目１番２―202号
債務者　林　　大蔵
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６号
広島市西区南観音町21番22―102号
債務者　松本　修子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部